

労使協定

労働者派遣法第30条の4第1項

株式会社 凛

作成：2024年4月

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社 凜（以下「甲」という。）と 株式会社 凜 派遣スタッフ（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で 「プラスチック製品製造工」、「半導体製品製造工」、「倉庫作業員」「軽作業員」、「一般事務員」、「その他の製品製造等」、「一般機械器具組立工」「金属溶接・溶断設備」「製品製造・加工処理」「電子機器部品組立工」に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

（一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、“令和 5 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計」

（厚生労働省）の「「プラスチック製品製造工」、「半導体製品製造工」、「倉庫作業員」「軽作業員」、「一般事務員」、「その他の製品製造等」、「一般機械器具組立工」、「金属溶接・溶断設備」「製品製造・加工処理」「電子機器部品組立工」」とする。（二）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。（三）地域調整については、就業地が熊本県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「熊本」を用いるものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

（1）別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第41条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、下記金額を上限とし、1KMあたり10円を支給する事とする。

区分		課税されない金額	
		改正後（平成28年1月1日以後適用）	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 150,000円）	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 100,000円）
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円	同左
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円	同左
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円	同左
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円	同左
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円	同左
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円	同左
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円	同左
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	（全額課税）	同左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 150,000円）	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 100,000円）
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度 150,000円）	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度 100,000円）

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(一) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）

(二) 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年）の支給月数：

「平成30年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

(一) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること

(二) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

（賃金の決定に当たっての評価）

第9条 基本給の決定は、本人の能力、経験、技能及び業務内容等を勘案して各人ごとに決定する。

賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員就業規則第44条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定し時給に含め支給するものとする。

別表1、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							参考値(0年)
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	一般事務員	通達に定める職業安定業務統計	1,058	1,229	1,329	1,366	1,461	1,600	2,025	1,190
2	地域指数 ※2	88.6%	938	1,090	1,178	1,211	1,295	1,418	1,795	1,055
3	退職金上乘せ後	5.0%	985	1,145	1,237	1,272	1,360	1,489	1,885	1,108

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							参考値(0年)
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	金属溶接・溶断設備	通達に定める職業安定業務統計	1,123	1,305	1,410	1,450	1,551	1,698	2,149	1,348
2	地域指数 ※2	88.6%	995	1,157	1,250	1,285	1,375	1,505	1,905	1,195
3	退職金上乘せ後	5.0%	1,045	1,215	1,313	1,350	1,444	1,581	2,001	1,255

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							参考値(0年)
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	プラスチック製品製造工	通達に定める職業安定業務統計	1,065	1,238	1,338	1,375	1,471	1,610	2,038	1,236
2	地域指数 ※2	88.6%	944	1,097	1,186	1,219	1,304	1,427	1,806	1,096
3	退職金上乘せ後	5.0%	992	1,152	1,246	1,280	1,370	1,499	1,897	1,151

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	参考値(0年)
1	その他の製品製造等	通達に定める職業安定業務統計	1,065	1,238	1,338	1,375	1,471	1,610	2,038	1,212
2	地域指数 ※2	88.6%	944	1,097	1,186	1,219	1,304	1,427	1,806	1,074
3	退職金上乘せ後	5.0%	992	1,152	1,246	1,280	1,370	1,499	1,897	1,128

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	参考値(0年)
1	一般機械器具組立工	通達に定める職業安定業務統計	1,131	1,314	1,421	1,460	1,562	1,710	2,165	1,385
2	地域指数 ※2	88.6%	1,003	1,165	1,260	1,294	1,385	1,516	1,919	1,228
3	退職金上乘せ後	5.0%	1,054	1,224	1,323	1,359	1,455	1,592	2,015	1,290

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	参考値(0年)
1	半導体製品製造工	通達に定める職業安定業務統計	1,048	1,218	1,316	1,353	1,447	1,585	2,006	1,208
2	地域指数 ※2	88.6%	929	1,080	1,167	1,199	1,283	1,405	1,778	1,071
3	退職金上乘せ後	5.0%	976	1,134	1,226	1,259	1,348	1,476	1,867	1,125

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	参考値(0年)
1	電子機器部品組立工	通達に定める職業安定業務統計	996	1,157	1,251	1,286	1,375	1,506	1,906	1,127
2	地域指数 ※2	88.6%	883	1,026	1,109	1,140	1,219	1,335	1,689	999
3	退職金上乘せ後	5.0%	928	1,078	1,165	1,197	1,280	1,402	1,774	1,049

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	参考値(0年)
1	倉庫作業員	通達に定める職業安定業務統計	1,118	1,299	1,404	1,443	1,544	1,690	2,140	1,247
2	地域指数 ※2	88.6%	991	1,152	1,244	1,279	1,369	1,498	1,897	1,105
3	退職金上乘せ後	5.0%	1,041	1,210	1,307	1,343	1,438	1,573	1,992	1,161

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	参考値(0年)
1	軽作業員	通達に定める職業安定業務統計	1,105	1,284	1,388	1,427	1,526	1,671	2,115	1,253
2	地域指数 ※2	88.6%	980	1,138	1,230	1,265	1,353	1,481	1,874	1,111
3	退職金上乘せ後	5.0%	1,029	1,195	1,292	1,329	1,421	1,556	1,968	1,167

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	参考値(0年)
1	製品製造加工処理	通達に定める職業安定業務統計	1,046	1,215	1,314	1,350	1,445	1,582	2,002	1,191
2	地域指数 ※2	88.6%	927	1,077	1,165	1,197	1,281	1,402	1,774	1,056
3	退職金上乘せ後	5.0%	974	1,131	1,224	1,257	1,346	1,473	1,863	1,109

表 2、対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容 一般事務員	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク 25%	上 (管理業務・指導者)	1,600	400	2,000		1,418	10年
Bランク 20%	中級 (全部門の業務が出来る)	1,366 ~	273	1,639	≥	1,211	3年
Cランク 15%	初級 (指示されての業務)	1,058 ~	159	1,217		938	0年
等級	職務の内容 金属溶接・溶断設備	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク 25%	上 (管理業務・指導者)	1,698	425	2,123		1,505	10年
Bランク 20%	中級 (全部門の業務が出来る)	1,450 ~	290	1,740	≥	1,285	3年
Cランク 15%	初級 (指示されての業務)	1,123 ~	168	1,291		995	0年
等級	職務の内容 プラスチック製品製造工	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク 25%	上 (管理業務・指導者)	1,610	403	2,013		1,427	10年
Bランク 20%	中級 (全部門の業務が出来る)	1,375 ~	275	1,650	≥	1,219	3年
Cランク 15%	初級 (指示されての業務)	1,065 ~	160	1,225		944	0年
等級	職務の内容 その他の製品製造等	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク 25%	上 (管理業務・指導者)	1,610	403	2,013		1,427	10年
Bランク 20%	中級 (全部門の業務が出来る)	1,375 ~	275	1,650	≥	1,219	3年
Cランク 15%	初級 (指示されての業務)	1,065 ~	160	1,225		944	0年
等級	職務の内容 一般機械器具組立工	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク 25%	上 (管理業務・指導者)	1,710	428	2,138		1,516	10年
Bランク 20%	中級 (全部門の業務が出来る)	1,460 ~	292	1,752	≥	1,294	3年
Cランク 15%	初級 (指示されての業務)	1,131 ~	170	1,301		1,003	0年
等級	職務の内容 半導体製品製造工	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク 25%	上 (管理業務・指導者)	1,585	396	1,981		1,405	10年
Bランク 20%	中級 (全部門の業務が出来る)	1,353 ~	271	1,624	≥	1,199	3年
Cランク 15%	初級 (指示されての業務)	1,048 ~	157	1,205		929	0年
等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額			

	電子機器部品組立工	(※1)	(※2)	(※4)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク 25%	上(管理業務・指導者)	1,506	377	1,883		1,335	10年
Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,286 ~	257	1,543	≥	1,140	3年
Cランク 15%	初級(指示されての業務)	996 ~	149	1,145		883	0年

等級	職務の内容 倉庫作業員	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク 25%	上(管理業務・指導者)	1,690	423	2,113		1,498	10年
Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,443 ~	289	1,732	≥	1,279	3年
Cランク 15%	初級(指示されての業務)	1,118 ~	168	1,286		991	0年

等級	職務の内容 軽作業員	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク 25%	上(管理業務・指導者)	1,671	418	2,089		1,481	10年
Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,427 ~	285	1,712	≥	1,265	3年
Cランク 15%	初級(指示されての業務)	1,105 ~	166	1,271		980	0年

等級	職務の内容 製品製造加工処理	基本給額 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク 25%	上(管理業務・指導者)	1,582	396	1,978		1,402	10年
Bランク 20%	中級(全部門の業務が出来る)	1,350 ~	270	1,620	≥	1,197	3年
Cランク 15%	初級(指示されての業務)	1,046 ~	157	1,203		927	0年

- 賞与については、上記表を参考に時給に含め支給する事とする。半期ごとの勤務評価の結果により、A評価(標準より優秀)であれば基本給額の25%相当、B評価(標準)であれば基本給額の20%相当、C評価(標準より物足りない)であれば基本給額の15%相当を支給する。
- 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価(標準より物足りない)とみなして支給する。
- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。
- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額により比較するものとする。

(退職金について)

退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表1の「2」に定める額に5%乗じた額(1円未満の端数切り上げ)とする。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第62条の規定を準用する。

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第13条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。
適用する期間は令和6年4月1日からとする。

令和6年3月1日

株式会社 凜 代表取締役 濱口 貞治 印



労働者代表 林田 能樹